

随意契約締結結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	平成30年度金武バイパス開通に伴う琉球新報掲載
業 務 概 要	本業務は、金武バイパス開通に伴う、国道329号との接続部の形状変更及び新規開通区間のお知らせを新聞紙面に掲載することで、国民・道路利用者へのサービス向上に資することを目的とする。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 崎間 斉 沖縄県名護市大北4丁目28号34号
契 約 年 月 日	平成31年3月8日
契 約 業 者 名	(株)琉球新報開発
契 約 業 者 の 住 所	沖縄県那覇市港町2丁目16番1号
契 約 金 額	¥1,242,000 - (税込)
予 定 価 格	¥1,242,000 - (税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名：平成30年度金武バイパス開通に伴う琉球新報掲載

2. 履 行 場 所：内閣府沖縄総合事務局 北部国道事務所

3. 契 約 の 相 手 方：名 称 (株)琉球新報開発

住 所 那覇市港町2-16-1

電 話 098-865-5272

4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目 的・内 容

本業務は、金武バイパス開通に伴う、国道329号との接続部の形状変更及び新規開通区間のお知らせを新聞紙面に掲載することで、国民・道路利用者へのサービス向上に資することを目的とする。

(2) 理 由

本業務は新聞の広告掲載であることから、県民に広く身近な情報を提供し、世帯普及率も高く、地域に密接している者に契約の相手方が限定されたものである。

(株)琉球新報開発は、県内大手2社の新聞社のうち琉球新報の広告部門を担う会社であり、本業務を効率よく効果的に遂行できると判断される。

以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3項に基づき随意契約を行うものである。